

名古屋市告示第205号

土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針の改正について

土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針（平成17年名古屋市告示第178号）の全部を次のように改正します。

平成25年4月1日

名古屋市長 河村 たかし

土壌汚染等の報告に係る公表等に関する指針

1 趣旨

この指針は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）又は市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）に基づく土壌又は地下水の汚染の報告（以下「土壌汚染等報告」という。）に係る公表の方法等を定めるものとする。なお、この指針で使用する用語は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）及び同条例で使用する用語の例による。

2 土壌汚染等報告に係る公表の方法

(1) 市長は、土壌汚染等報告により、当該報告に係る土地の土壌又は地下水の特定有害物質による汚染状態が区域の指定に係る基準又は土壌汚染等処理基準（以下「指定基準等」という。）に適合していないことが新たに判明した場合は、当該報告の内容を速やかに公表するものとする。この公表は、名古屋市政記者クラブへの発表及び本市のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(2) 市長は、当該公表に係る土地について、次に掲げる事項を記載した台帳を調製し、これを閲覧に供するとともに、本市のウェブサイトに掲載するものとする。

ア 所在地

イ 指定基準等に適合していない特定有害物質の種類

ウ 汚染の除去等の措置又は汚染の拡散の防止等の措置の種類

エ その他必要な事項

3 周辺井戸水調査

(1) 市長は、地下水汚染に係る土壌汚染等報告があった場合は、当該地下水汚染が判明した土地の周辺における井戸の利用状況の確認を行い、当該井戸を利用する者に対し協力を求め、当該井戸から採取した地下水の水質の調査（以下「周辺井戸水調査」という。）を実施するものとする。

この場合において、当該調査の対象とする井戸は、地下水の流動、利用状況その他の状況等からみて、地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域内に設置されているものから選定することとする。

(2) 市長は、周辺井戸水調査の結果を速やかに公表するものとする。この公表は、本市のウェブサイトへの掲載により行うものとし、当該調査の結果、地下水汚染が新たに判明した場合は、併せて名古屋市政記者クラブへの発表を行うものとする。

(3) 市長は、周辺井戸水調査の結果、地下水汚染が判明した場合には、当該地下水汚染が判明した井戸の周辺住民等に対し、地下水の利用にあたっての留意事項等の周知に努めるものとする。

4 その他

市長は、この指針で定める公表のほか、土壌又は地下水の汚染に関する情報について、汚染状況及び周辺地域への影響等を正確で分かりやすく提供するよう努めるものとする。

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課